随意契約結果表(委託等契約)

所属名	行政経営管理課
契約締結年月日	令和6年4月3日
契約者名	足立 格
契約名	訴訟委任契約(甲府地方裁判所令和6年(ワ)第5号事件)
契約金額	着手金 550,000円
(税込み)	成功報酬 1, 100, 000円
随意契約理由	令和3年3月31日開催の県議会全員協議会での説明を経
	て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」に
	おいては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務
	及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。
	本事件は、その事案の性質上、県外の弁護士会に所属する
	弁護士に依頼することが望ましく、また、県行政にも精通し
	ていることが求められる事案であるところ、足立格弁護士は
	東京弁護士会に所属し、本県の顧問弁護士としてこれまでに
	も複雑困難な事案に対し法律家としての専門的見地からの適
	切な助言を幾度となく受けていることから、本件の内容及び
	関係法令に最も熟知している者であり、上記指針の「事件に
	係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者」に該当する。
	よって、性質上競争入札には適さないものであり、本事件
	に係る訴訟代理人は足立格護士が最適であるから、地方自治
	法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、足立格
	弁護士との随意契約を行うこととする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号